

奈良県私立学校授業料減免事業補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、奈良県私立学校授業料減免事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

第2 保護者等

保護者等については交付要綱第2に定める者とするが、具体的判断に際しては下記の点に留意すること。

- (1) 交付要綱第2(1)(2)に定める「会社等」は会社法第2条に定める会社に限ることなく個人経営の事業所も含めるものとする。
- (2) 交付要綱第2(1)に定める「やむを得ない事情」とは労働基準法第20条に定める「労働者の責めに帰すべき事由」に基づく解雇以外の解雇で、経済的理由によるものとし、勧奨退職を含めるものとする。
- (3) 交付要綱第2(2)に定める「倒産」とは破産、再生手続開始、更正手続開始等に該当する主として経済的不況を原因とする事業終了のための手続の開始を示すものとする。

第3 保護者等が再就職した場合

保護者等が当該年度中に再就職（パートタイム労働を含む）した場合、再就職の事実によりただちに補助対象資格を失うものではない。

第4 当該年度に係る授業料納付

交付要綱第4但し書に関連し、当該年度における授業料については納付の如何を問わないこととする。

第5 授業料減免事業に係る経費

- (1) 授業料には、入学金、施設整備費等は含まないものとする。
- (2) 交付要綱第5に定める「授業料減免事業に係る経費」とは、授業料から本交付要綱以外の授業料に係る一切の補助金及び貸与を除く奨学金を差し引いた金額の範囲内で、学校法人が減免したものとする。

第6 解雇及び倒産を証明する書類

交付要綱第7（1）に定める書類について、条文で明示しているものの提出が困難であると認める場合もしくは別途必要であると認める場合は、これに代わり下記の書類の提出を指示してもよい。

- （1） 会社等が発行する離職を証明する書類及び保護者等からの申立書その他の解雇について証明する書類の写し
- （2） 裁判所をはじめとする公的機関、弁護士、民生委員などが発行した倒産の事実について証明する書類の写し

第7 知事が必要と認める書類

（1） 交付要綱第7（2）に定める知事が必要と認める書類の事例は以下のとおりとする。

- ① 授業料の額を示す学則等
- ② 年間の収入見込みを示す源泉徴収票等の書類
- ③ 交付要綱第2（2）の適用を受ける場合は法人登記簿、自らが経営していた会社等に関する確定申告書その他事業を行っていたことを証明する書類
- ④ 私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特殊教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業臨時特別経費）交付要綱に基づき文部科学大臣が知事に対し提出を指示する書類

（2） 交付要綱第9（2）に定める書類は変更理由書とする。

第8 適用除外

当該年度内の休学及び退学等の事実のあった児童、生徒の保護者等については、交付要綱の適用を受けない。